

「ユース・アントレプレナーシッププログラム企画・運營業務」に係る
公募型プロポーザルの実施に係る質問への回答（令和7年3月13日受領分）

	質問	回答
質問1	「著名な起業家等による講演会（6回以上開催）」は6回とも同一人物にする必要があるか。	同一人物にする必要はございません。
質問2	「講演会の様子を写真撮影もしくは録画する」とのことだが、撮影された動画・画像はどの場面にて使用されるのか。	京都市公式サイト（京都市情報館）への掲載など、本市の行う各種広報で使用する場合があります。
質問3	「講演会での市立高校の実施4回以上」とは実施高校数に指定はあるのか。	現時点（受託候補者募集時点）で実施校の指定はありませんが、委託契約後、本市と受託事業者両方で協議の上、実施校を決定します。
質問4	「講演会のうち1回以上は一般の公共施設等に中高生を集めて開催すること」の項目に対し、集合での講演会以外の日程はオンラインでの開催も検討されるのか。	仕様書にお示ししている ・講演会のうち4回以上は、京都市立高校の探究学習の時間等で実施すること。 ・講演会のうち1回以上は、京都府立高校の探究学習の時間等で実施すること。 ・講演会のうち1回以上は、一般の公共施設等に中高生を集めて開催すること。 に関してはすべて対面での開催（対面型とオンライン型の併用は可能）としてください。 ただし、中高生を対象とした著名な起業家等による講演会は「6回以上」開催することとしておりますので、上記の条件を満たした上で、オンライン型の講演会を別途行うことを妨げるものではありません。
質問5	「サークル活動は面談、オンライン問わず集会しやすい方法」とあるが、すべての実施をオンラインとすることも可能か。	すべての活動をオンラインとすることも可能ですが、募集要項に記載の通り、参加者同士の交流を促し、お互いに良い影響を与え合うものとしてください。